一般社団法人 全国国民健康保険組合協会 理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国国民健康保険組合協会(以下「本会」という。)定 款第34条に規定する理事会について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

- 第2条 理事会は、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議提出に関する事項
 - (2) 重要なる諸規程制度、変更並びに廃止に関する事項
 - (3) 本会に関する重要な事項
 - (4) 会長において必要と認めた事項

(顧問等の意見聴取)

第3条 理事会には会長が必要に応じて顧問又は関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(費用の弁償)

第4条 理事会に出席した理事、監事及び顧問は、別に定める費用弁償規程により費用を弁 償する。

(理事の選出)

第5条 本会定款第12条の規定による理事の選出については、別表のとおりとする。

附則

この規程は、昭和58年10月25日より施行する。

附即

この改正規程は、平成13年2月8日より施行する。

附則

この改正規程は、平成13年8月30日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年5月10日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

この改正規程は、平成29年6月22日(総会)より施行する。

附則

この改正規程は、令和3年6月18日(総会)より施行する。

(第 5 条 別表)

支部	等	所轄都道府県	理事定数
北海	道	北海道	1
東	北	青森・岩手・宮城・秋田・ 山形・福島	1
関東甲	信越	茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・新潟・ 山梨・長野	3
中	部	富山・石川・福井・岐阜・ 静岡・愛知・三重	1
近	畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・ 奈良・和歌山	2
中国・	四 国	鳥取・島根・岡山・広島・ 山口・徳島・香川・愛媛・ 高知	1
九	州	福岡・佐賀・長崎・熊本・ 大分・宮崎・鹿児島・沖縄	1
	会 長常務理事		1 1
保険者代表	副会長		6
計			1 8